

身体的拘束最小化のための指針

医療法人深谷会 富士病院

1. 基本的な考え方

身体拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないケアの実施に努める。

2. 身体的拘束の定義と対象となる具体的な行為

1)身体的拘束とは、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動や行動を制限することをいう

2)身体的拘束等禁止の対象となる具体的な行為

(厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中で挙げている具体的な行為例)

- ①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト等をつける
- ⑦立ち上がる能力のある人に立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢を紐で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

3. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

1)緊急やむを得ない状況が発生し、本人または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として身体的拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たした場合のみ、事前もしくは速やかに本人・家族への説明と同意を得て行う。

※様式1 説明と同意書 ※様式2 身体拘束等開始時のアセスメント

※緊急やむを得ない場合の3要件

切迫性	患者本人または他の患者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2) 身体的拘束を行った場合は、医師をはじめ身体的拘束最小化チームを中心に十分な観察を行うとともに、その評価および経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力する ※様式2

3) その他の日常ケアにおける基本方針

- ① 患者の療養内容を把握し、患者主体の行動、尊厳ある生活に努める
- ② 言葉や対応等で患者の精神的な事由を妨げないように努める
- ③ 患者・ご家族の思い・意向を多職種で情報共有し対応する
- ④ 本人の安全確保を優先する場合には、安易な対応でないか、常に振り返りながら十分な検討を行う
- ⑤ 拘束等を回避することで生じる可能性に対しても、事故のおきない環境整備と柔軟な応援体制の確保に努める

4. 身体的拘束最小化チームの設置

1) 目的

身体的拘束の最小化を推進することを目的として、選任の医師および選任の看護師等から構成され身体的拘束最小化チームを設置する

2) チームの役割

- ① 身体的拘束等最小化に関する指針等周知および定期的な見直し
- ② 身体的拘束等の状況の把握、手続きや方法、適正に行われているのかの検討と確認
- ③ 身体的拘束最小化に向けた職員への研修計画、啓発、指導
- ④ 日常的ケアの見直し
- ⑤ 他の委員会「認知症サポートチーム」等との連携

3) 身体的拘束最小化チームの構成員（専任の医師及び認知症サポートチームに準ずる）

専任の医師、看護師長、各病棟専任の看護師1名 リハビリ職員 相談員

5. 職員研修について

- ・ 全ての職員に対して、身体的拘束の最小化に関する研修会を年1回以上開催する
- ・ 新規採用時には、研修を実施する

6. 指針の閲覧について

本指針は、求めに応じていつでも院内にて閲覧できるようにすると共に、当院ホームページにおいても公表し、閲覧が可能な状態とする。

附則

この指針は 2024 年 6 月 1 日より施行する

様式 1 身体拘束等に関する説明・同意書

様式 2 身体拘束等開始時のアセスメント